

特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を申請される皆さまへ

療養費払(償還払)に関する御案内

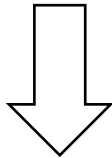
～医療費のお支払い前に御覧ください～

難病又は小児慢性の受給者証がお手元に届きましたら、払いすぎた医療費は療養費払(償還払)のお手続きができます。

令和3年4月1日より、お支払方法によりお返しできなくなる医療費がございますので、医療費のお支払い前に下記を御覧ください。

注意事項

市町村が発行する受給者証(子ども医療費、県障、県親)でお支払いされた医療費は、自己負担上限額より払いすぎていても、県から医療費の払い戻しができません。



4月1日以降も受診している。ではどうすれば…?

難病又は小児慢性の受給者証が届くまでの医療費

令和3年3月31日までに受給者証の申請をされた方は、受給者証の交付日が属する月の医療費までは療養費払(償還払)の請求の対象です。

(例: 交付日 令和3年5月10日 → 令和3年5月末日までの医療費は請求可能)

令和3年4月1日からは

医療機関では、原則、医療保険(介護保険)の負担割合(3割など)でお支払いください。

なお、治療内容により子ども医療費等の受給者証でお支払いされた方が、難病又は小児慢性の受給者証をお使いいただいておりますより負担が軽い場合もございます。その場合は患者様の御判断により子ども医療費等の受給者証でお支払いされても構いません。

(※ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示されると医療費の支払額を一定額で抑えることができます。)

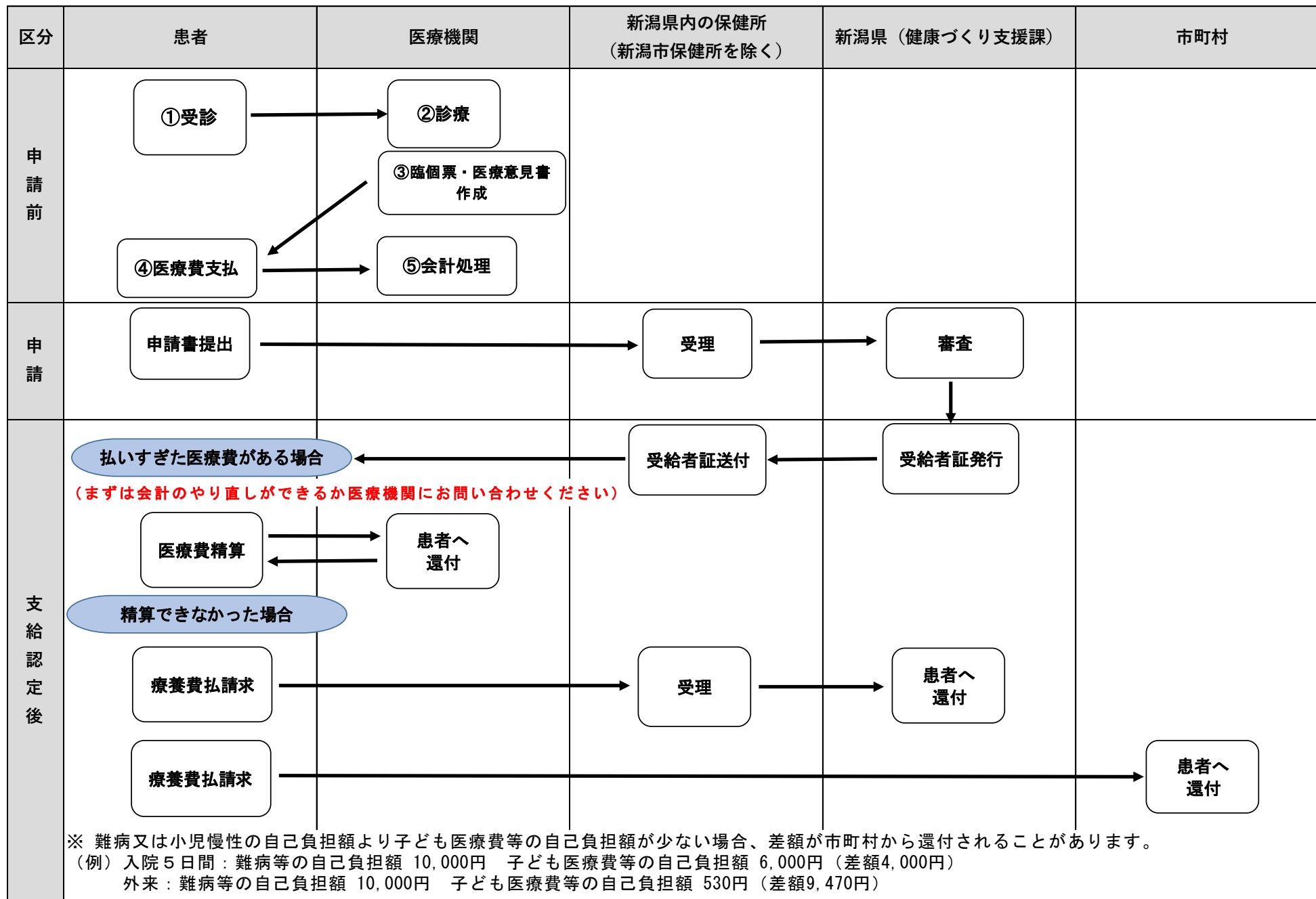
難病又は小児慢性の受給者証のお手元に届いたら

裏面の手順に沿ってお手続きください。手続方法の詳細は受給者証の交付時に保健所より御案内いたします。

(裏面があります)

<令和3年3月31日までに新規申請をされた方へお配りしています>

○ 療養費払（償還払）の手順



<お問い合わせ> 新潟県福祉保健部健康づくり支援課(025-280-5202,025-280-5197)又はお住まいの地域の保健所まで